

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正の理由

(1) 試験方法の改正

職員の採用試験に関する規則は、採用試験の職種、受験資格、採用試験の施行等について定めています。

行政課題が複雑・高度化する中で、その時々状況に即した人材ニーズに的確に応えるためには、職員採用試験の方法を常に最適なものとする必要があります。

そこで、必要に応じて試験方法を増減させることや試験職種等ごとに試験方法を設定するなどの対応を迅速かつ柔軟に行えるよう、所要の改正を行うものです。

(2) 薬剤師（病院局）受験資格の改正

本県の職員採用試験では、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職について、日本の国籍を有することを受験資格の一つとしているところです。

病院局に勤務する薬剤師については、その職務内容が調剤や服薬指導などであり、上記の職に該当しないことから、日本の国籍を有しない者でも受験できるよう改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 試験方法について、試験職種等に応じ、別表第二に定める試験方法のうちから、人事委員会が指定する方法により行うことができるようにします。

(2) 試験方法のうち口述試験について、その手法を個別面接（上級試験にあつては、個別面接及び集団討論）に限るのではなく、人事委員会が適当と認める方法により行うことができるようにします。

(3) 受験に当たって日本国籍を必要としない試験職種に「薬剤師（病院局）」を追加します。

(4) その他所要の改正を行います。

3 施行予定時期

令和5年2月下旬～3月上旬頃